

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第43号）（都市計画局都市企画部都市総務課）

- 1 京都市醍醐交流会館の使用料の適正化を図る必要があるため、使用料を次のとおり改定することとしました。

区 分		改 正 前			改 正 後		
		午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
ホール	日曜日、土曜日及び休日	円 20,110	円 26,400	円 30,170	円 30,160	円 39,600	円 45,250
	その他の日	16,340	20,110	23,880	24,510	30,160	35,820
	第1会議室及び第2会議室	3,140	3,980	4,810	4,710	5,970	7,210
第3会議室	2,300	2,930	3,350	3,450	4,390	5,020	
和室 A	1,040	1,360	1,460	1,560	2,040	2,190	
和室 B	830	1,150	1,250	1,240	1,720	1,870	
音楽スタジオ	2,300	2,930	3,350	3,450	4,390	5,020	

- 2 その他必要な規定の整備を行うこととしました。

この条例は、令和4年6月1日から施行することとしました。

なお、使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、公布の日から行うことができることとしました。

改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとしました。

前項の規定にかかわらず、施行日以後の使用に係る使用料でこの条例の公布の日前の申請に係るものについては、なお従前の例によることとしました。

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第43号

京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例

京都市醍醐交流会館条例の一部を次のように改正する。

「

	円	円	円
	20,110	26,400	30,170
	16,340	20,110	23,880
	3,140	3,980	4,810
別表備考以外の部分中	2,300	2,930	3,350
	1,040	1,360	1,460
	830	1,150	1,250
	2,300	2,930	3,350

を

」

「

円	円	円
30,160	39,600	45,250
24,510	30,160	35,820
4,710	5,970	7,210
3,450	4,390	5,020
1,560	2,040	2,190
1,240	1,720	1,870
3,450	4,390	5,020

に改め、同表備考3中「ホー

」

ルを」の右に「会館で行う催物の」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市醍醐交流会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日以後の使用に係る使用料でこの条例の公布の日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

(都市計画局都市企画部都市総務課)